

私は、社会民主党・県民連合を代表して、県政全般にわたる諸課題について質問し、知事、教育長、警察本部長の御見解をお聞きします。

質問に先立ち、一言申し述べたいと思います。

昨年9月17日にニューヨークで発生した「ウォール街を占拠せよ！」こんな合い言葉で始まったアクションが世界中に広まりました。占拠を続ける若者たちの訴えは、「私たちは99%だ」「1%が富を独占するのはおかしい」「強欲資本主義にNO！」

誰もが、もやもやした思いを抱えながらも、うやむやにされてきた社会構造。

それをアメリカの若者が「99%」と明確に名指し、先進国で深化する格差と貧困に、もう我慢ができないと立ち上がった出来事です。

日本の貧困率はアメリカを上回る16%、生活保護受給者は210万人と過去最多、非正規雇用率は過去最多の38.7%、片や、東電の社長の報酬は7,200万円、元大蔵官僚の経済ジャーナリストの武田知弘氏によれば、国税庁の統計データから、この10年間で億万長者が3倍に増えているとのこと。

小泉構造改革、新自由主義により生じた格差拡大の是正を求めて、国民は政権交代を選択したはずです。

しかし、野田内閣は、新自由主義路線に回帰しました。

分厚い中間層を作ると言いながら、格差拡大の温床となっている登録派遣、製造業派遣を原則禁止するという政府案の柱をそっくり骨抜きにする労働者派遣法改正案の修正。

“強いもの勝ち”の論理で動く自由貿易、TPPへの参加表明。

福島原発事故を忘れたかのように、安全性より目先の利益を優先する原発再稼働。

税制による所得再分配機能という視点のない消費税増税のみがすべてという姿勢。

自民党政権とどう違うのか、私の単純な頭では理解できません。

国民の借金が1000兆円、確かに大変です。税収の増収策を考えなければなりません。

しかし、国民生活を考えた上での、税制のあり方があるはず。

格差是正のための税制改革でなければならないと考えます。

格差是正策としての有効な手段は、一つは税制面からの再分配機能、もう一つは社会保障制度による再分配機能、この両面から考えていかなければならないはず。

この間の所得税の累進税率表のフラット化により所得税の再分配効果は低下していることはどうするのでしょうか。もっと累進税率の課税所得幅を細かくし、租税立法の原則である応能負担原則に基づいた累進構造にすべきです。

株式配当や株式譲渡益の税率は所得税と住民税合わせて20%、現在軽減税率で10%、何故、分離課税のままで、総合課税にしないのでしょうか。不労所得の減税はおかしいのではないのでしょうか。

法人税についても、2009年の民主党マニフェストは租税特別措置のすべて見直すと言っていたのは、どこへ行ったのでしょうか。課税ベース縮小になる租税特別措置が648項目、この見直しはしないのでしょうか。引当金、準備金の見直しはしないのでしょうか。

輸出戻し税制度による還付金額3兆3762億円(消費税率1.3%相当)輸出大企業は、往々にして下請け企業に対して消費税分の負担を押し付けています。

その結果、輸出戻し税は、大企業は労せずして儲かり、逆に中小企業は損をする、弱肉強食の制度に過ぎません。

経団連の米倉会長が野田総理を持ち上げるのは当たり前です。消費税が10%になれば、輸出戻し税が2倍の6兆7000億円（消費税2.7%相当）入るわけですから。

こんな不条理な制度は廃止すべきです。

米倉さんは、消費税の増税、TPPへの参加、原発再稼働をしてもらえれば、民主党政権でも自民政権でもどちらでもいいんでしょう。

もっと、消費税以外の税制にメスを入れて、それでも足りないので、消費税の増税をお願いしますという姿勢でなければ、消費税一辺倒では、格差拡大・貧困拡大につながるだけです。

分厚い中間層という言葉は、軽々、口にしていたきたくありません。

ちゃんちゃらおかしいです。

格差の拡大と固定化は、社会不安を増幅させ、犯罪の増加や悲惨な事件、教育機会の不均衡の原因の一つになっていると言えます。

このままでは、弱肉強食社会を一段と強化しかねません。

いまこそ、人々が支えあい、尊重しあい、誰もがともに生きていくことができるよう、連帯を柱に据えた共生社会を目指さなければならないことを強く訴え、質問に入ります。

まず最初の質問は、人口減少がもたらす影響についてです。

一般的に、人口が国や地域の勢いを示す指標、バロメーターと言われています。

また、社会の多くの基準に「人口」が用いられています。

地方自治体においても、税収に直結しますし、行政需要にも影響し、自治体の規模、財政力に大きく影響するわけです。

世界的には人口が増えていく時代に突入していますが、私たちが生活している日本、そして、我が香川県は、人口減少化時代に突入しています。

何とか、少子化を食い止めなければなりません。結婚観、働き先の確保、子どもを育てるだけの収入の確保などの賃金・労働条件環境にも多く作用されているのが現実です。

また、地方においては、子育てしやすい環境をどう作るか、都会に行かなくても、地元で働き、結婚して、子どもを産み育てられる雇用・労働環境をどう作るかが、行政に投げかけられている大きな課題であります。

まさに、地方で需要を掘り起こし、地方で供給する、いわゆる地域でお金が回っていく経済活動の仕組みをどれだけ作っていくかが、地方における人口減少を食い止めるカギではないかと思えます。

しかし、容易に即効薬があるわけではありません。

香川県においても、当面の対策として、交流人口を増やして、経済活性化、地域社会の活性化に取り組んでいるのが現実です。

私は、基本的には、国から地方への権限と財源の移譲による地方分権を推進し、子育て支援、地域の雇用を確保するためのきめ細かな政策を打ち出していけるかどうか、地方が生き残れる道ではないかと考えます。

一方、夢や希望を持ちつつも、現実の人口減少化時代に即応した行政の持続可能性もさぐらなければなりません。

そこで、人口減少がもたらす財政運営への影響について、お伺いします。

第一は、人口減少時代を迎えた基準財政需要額の見込みについてであります。

ご存知のとおり、地方の行政需要は、毎年、政府において作成される地方財政計画で決定されます。その中で、地方交付税にも影響する基準財政需要額の方向性についてであります。言うまでもなく、基準財政需要額は、単位費用×測定単位×補正係数で算出されます。

私は、2008年2月議会の一般質問で、毎年々、基準財政需要額の算出に利用される経費別の統一単価である単位費用が安易に削減されることが、基準財政需要額の減少となり、普通交付税の減少につながる決定的な要因になっていることを指摘してまいりました。

国が行う単位費用の見直しが、毎年々、行われることは、行政の安定性を損なうことにつながり、地方行政を混乱させる原因になっており、見直しを行うにしても、2～3年の据置き期間を置き、その据置き期間で、見直しの準備に入るという基準財政需要額の算定方法の安定性、地方交付税の予見性を高めるべきであると指摘しました。

今回は、その議論は置いておき、もう一方の基準財政需要額の算出計算に使われる測定単位について、お伺いします。

言うまでもなく、測定単位は、単位費用や補正係数のように、値を容易に変えられるものではなく、実際の現実の数字が使われています。

その中で、大きなウェートを占めるのが、人口や人口に関連した数字であります。

そこで、このまま、人口減少が進めば、現在の計算式では、地方の行政需要も小さくなると考えられますが、知事はどのように考えておられるのかお伺いします。

また、現在の基準財政需要額が小さくなるとすれば、実際の地方自治体の行政需要、水準も、どうあるべきかという議論も必要と考えますが、知事はどのような認識をお持ちであるのかお伺いします。

質問の第二は、人口減少時代を迎えた累積借金の上限の目安についてであります。

この課題についても、何でも質問してまいりました。

県債残高は、毎年毎年増え続けているにもかかわらず、県は臨時財政対策債を除く県債残高は減少しているという枕言葉を使っています。国に対して、臨財債の問題認識を訴えるには意味があるかもしれませんが、県民に対する財政運営の逃げ口上となっているともいえます。平成21年度末には233億円、平成22年度末には305億円も県債全体の残高が大幅に増えています。

臨財債は、後に100%交付税措置されるから問題ないという考え方はおかしいと思います。交付税総額が増えない中で、このままでは臨財債の元利償還の交付税措置の占める割合がどんどん増え、一般行政経費の財源の確保に支障を来し、行政サービスの低下につながると考えます。

いい加減に、「臨財債を除く県債残高」という言い逃れを改め、県債全体の残高を考える視点が必要ではないかと考えます。

平成23年度決算見込みでは、県債残高が8228億円、県民1人当たり約82万円で

す。

人口80万人になれば、県民1人あたり約100万円です。

税収が伸びない中、毎年毎年のやりくりが大変であることは理解できますが、香川県の将来人口の推計を見ると、ぼちぼち臨時財政対策債を含めた県債管理をしなければいけない時期が到来したと考えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いします。

また、県民1人当たりの県債残高は、どのくらいが許容範囲だと考えておられるのか、知事にお伺いします。

質問の大きく二つ目は、定住人口増減に関わる社会的要因であるUターンの推進や県外への流出者を減らすための雇用確保対策と就職・就労支援についてお伺いします。

県は、本年4月に、香川県就職サポートセンターを設置しました。

これまでの「香川県人材Uターンセンター」から「香川県就職サポートセンター」に名称を変更し、利用対象者をこれまでの学生と県外求職者から県内求職者にも拡大し、県内企業への就職を積極的に支援していくシステムができたことは雇用対策として一歩前進したと考えています。

この間、私が本会議や経済委員会で何度も質問してきました県自身が求人開拓と求職者への職業紹介に関わることが出来たことは、例外規定の附帯業務とはいえ、地方分権としても意義があり、風穴をあけたと評価したいと思います。

そこで、求人開拓ですが、闇雲に行うのではなく、また人材採用コーディネーターに任せるだけでなく、県職員もこれまでも県の企業支援や助成をした企業リストを作成して訪問し、求人のお願いや企業の求める人材の把握、さらに景気動向や県内経済動向を探ることも重要と考えますが、具体的にどのように企業訪問や求人開拓を進めようと考えているのか、まずお伺いします。

また、今回の例外規定の附帯業務として終るのではなく、私の主張のように、国・県・市が情報を共有して一緒にやっていくということ、そしてさらに県や市の企業助成や支援を絡ませて求人開拓を行っていくことや県内中小企業の求める人材の斡旋、ミスマッチの解消、今問題になっている生活保護受給者への就労支援や職業訓練を一体的な取り組みとして行えるハローワークの地方移管を求めるべきと考えます。

失業率は高止まり。生活保護は増える一方です。しかし生活保護のケースワーカーが仕事をみつけてきて「この仕事どうですか」と紹介することは現行法上できないことになっています。

職業安定法では、原則、求人者と求職者との間の斡旋する無料職業紹介は、国（ハローワーク）いわゆる国家公務員しかできないことになっています。

なぜ、生活保護受給者に仕事を紹介するのに国家公務員の身分が必要なのか、疑問であります。生活保護を受けている人にいちばん接触回数の多い公務員は地方公務員であるケースワーカーです。そのケースワーカーは仕事を紹介することができない、ということになっています。

生活保護は最終的には仕事をみつけて自立してもらうことが基本のはずですが、それなのにケースワーカーにはそういう仕事ができない、というのはおかしいわけです。

また、就職に必要な知識や技能を習得させるために職業訓練を受けさせることも地方自治体の方がやりやすいはずです。そのためにも、ハローワーク業務に県や市職員が関わるべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、ハローワークの特区についてであります。

新聞報道で、5月7日に、ハローワーク浦和とハローワーク佐賀が、特区方式による国と自治体（都道府県・市町村）の一体運営方式のハローワークの創設が認められたことを知りました。

特区の目的は、地域の実情に即した自治体の意向を踏まえた職業紹介サービスの提供と、ハローワークを核として他のサービスを含めた、雇用・生活サービスのワンストップ化を実現するものであり、概要は、特区において、職業紹介、福祉相談、住宅相談、職業訓練などを総合的に提供する国と自治体の一体運営施設を創設し、その一体運営施設には、都道府県に加え、市町村も参加し、自治体によるハローワーク（国）への指示を初めて可能にした制度を創設するものです。

まさに、私が指摘した点を網羅しております。

新聞報道後、調べて見ますと、厚生労働省は平成22年11月2日、内閣府に対して「出先機関改革の再検討の指針」を踏まえ、特区方式による国と自治体（都道府県・市町村）の一体運営方式のハローワークの創設を提案し、希望した自治体が特区を申請する仕組みになっていたことを知りましたが、香川県はこの情報を知っていたのか、知っていたのならば申請しようとしなかったのか、このチャンスを活かそうとしなかったのか、自信がなかったのか、知事にお伺いします。

また、今後、国が行う無料職業紹介等と地方の業務を一体的に実施する取り組みやハローワークの地方移管について、どのように取り組もうとされているのか、知事にお伺いします。

次に、高校生の就職対策についてお伺いします。

新聞報道によれば、今春の香川県内の公・私立高校卒業者の就職内定率（3月末現在）は、前年度比1・3ポイント上昇の98・3%で、過去20年間で最高となったという報道がありました。公立の全日制に至っては、99・3%と高水準であります。

また、県教育委員会によれば、県内外の就職内訳は、県内が9割で、県外1割であるとのことであり、県内での定着率に大きく貢献していると思います。

また、昨年度は、就職支援専門の学校職員「ジョブ・サポート・ティーチャー」を3人から9人に増やし、求人開拓や就職指導に力を入れた。また、県内の景気が持ち直しつつあり、求人数が前年度より約2割増えたことも追い風になったという分析をされております。

この間、教育委員会は、求人開拓・職場定着補助員の配置、ジョブ・サポート・ティーチャーの増員を図って成果を挙げたことを率直に評価したいと思います。

ところで、この求人開拓・職場定着補助員の配置、ジョブ・サポート・ティーチャーの増員も緊急雇用創出基金事業で実施したものであります。

そこで、基金事業の廃止後における取り組みを、どのように対応されようとしているのか、教育長にお伺いします。

また、先程、取り上げました香川県就職サポートセンターとの連携を図るおつもりはあるのか、連携を図るのなら、どのように取り組むのか、教育長にお伺いします。

次に、高卒就職者の早期離職についてであります。

この問題については、過去に平成20年の6月議会の文教厚生委員会でも細松教育長に質問をさせていただきました。せっかく、高水準の就職率になっても、早期に離職したのでは、意味がありません。

厚生労働省の発表によれば、新規高卒就職者の3年以内の離職率は平成20年3月卒で見ると、概ね4割が離職しており、その内、半分（就職者の全体の2割）が1年以内に離職しているようであります。

県内企業での香川労働局の直近の調べは、4年前のデータしかありませんが、1年目の離職率は、27.5%、2年目の離職率は、15.0%、3年目の離職率は、8.4%、合わせて、51%の高校卒業生が3年以内に、会社を辞めていっているという実態が浮き彫りになっていました。その当時、香川県の新規高卒就職者の離職率は全国平均よりも高い数字を示していました。

近年、全国レベルでは減少傾向にあるものの、1年以内の離職率2割、3年以内の離職率4割という全国水準と変わらないと香川の場合も推測されます。

そこで、教育委員会として、直近の就職者の定着状況を把握されているのか、お伺いします。されているのであれば、どのような状況になっているのか、お聞かせください。

私は、せっかくジョブ・サポート・ティーチャーを配置しているわけですから、求人開拓と同時に、既卒者の状況把握をして、高校教育の場で就職指導や早期の離職防止につながる教育並びに雇用形態の把握や企業の職場環境の把握に活用すべきと考えますが、今後早期離職防止にどう取り組もうとお考えなのか、教育長にお伺いします。

質問の大きく三つ目は、公契約のあり方に対する知事の認識について、お聞きします。

まず、公共工事設計労務単価について、お聞きします。

総務省の労働力調査によると、建設労働者数は、2010年には498万人で、2000年の653万人と比べると、この10年間で155万人減少しています。また、30才未満の就業者数は11.6%と全産業の17.5%と比べても6%程低く、一方55才以上の就業者数は33.1%と全産業の28.5%と比べて、逆に5%高い状況になっています。全体として高齢化が進み、若い人が新たに入らないということです。建設労働者が熟練になるには、何年もの期間が必要ですが、これほど若い人が減ってしまうと、技能の伝承ができないこととなります。県内の住宅メーカーの社長に聞くと、職人のやりくりに困る状況が出てきた、数年すれば、職人の確保が困難になるだろうと言われていました。

私は、昨年11月県議会の一般質問の中で、公共工事設計労務単価について知事に質問しました。

建設労務単価が十年間もの間、負のスパイラルが続いており三割以上も下落しているという事実について、そして大工さんが実に四百万円を切るような収入で、「自分の息子に大工になれとは、よう言わん。でも後継者ができないと困る」という声に対して、知事はど

う受けとめられているのか、お伺いしましたが、知事の答弁は、制度の説明だけに終わっています。私の質問の主旨を理解されていなかったのか、お答えを避けようとしたのかわかりませんが、改めて知事にこの実情に対するご認識をお伺いします。

次に、自治体の入札制度に対する認識についてお伺いします。

入札制度とは、一番安い価格をつけたところが落札するもので、そこで働く労働者の賃金や労働条件がどうであれ、発注者には関係がない、やむを得ないこととして良いのでしょうか。そうではないと思います。

自治体の使命とは、地方自治法にあるとおり「住民の福祉の増進を図る」ということです。また、人間らしい労働や生活を保障することも自治体の仕事です。その国や自治体の職場が発注する仕事で、ワーキングプアが生まれるというのは、全くおかしなことだと思います。また、公共サービスを担う労働者が、正規公務員であれ、非正規公務員であれ、民間労働者であれ、熟練度や困難度は別にして、基本的に賃金・労働条件に差別があってはならないと思います。

いま、日本はデフレーションの下にあり、抜け出せないでいます。賃金が下がったので、安い商品を買うしかない、その安い商品をつくるためには、海外の安い労働力に依拠し、国内の生産・雇用が減り、賃金が下がる。この繰り返しの中で、結果として税収も下がり財政が悪化する、生活できない人が増えれば、社会保障を増やすことになり、さらに財政が逼迫する、といった負のスパイラルに陥っています。これにストップをかけなければなりません。そのためには、ディーセント・ワークとともにディーセント・ウエイジ（まともな生活できる賃金）が必要と考えます。

低賃金労働者の増加は、雇用環境の安定化につながらず、ひいては地元経済の衰退につながると考えます。そこで、ワーキングプアを生み出す入札制度に対する知事の認識をお伺いします。

次に、公契約の庁内の研究会についてであります。

庁内の研究会ができて、7年も経つわけですが、庁内だけのせまい議論にせず、一步踏み出して、現状把握のため労働者側の団体や学識経験者からの意見を聞いてみたり、すでに公契約条例を制定している自治体関係者からの実施状況も聞いてみるのが重要だと考えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

質問の大きく四つ目は、県民の安心・安全の取り組みについてです。

まず、くらし安全安心課の役割についてお伺いします。

交通安全については、交通政策課から、犯罪のないまちづくりや暴力団排除対策が警察本部から、消費者行政が県民活動男女共同参画課から、貸金業が経営支援課から、JAS法の食品表示が農業生産流通課から、業務が移管され、くらし安全安心課が設置されました。

県民生活の安全・安心に関わる業務を一括りにし、窓口を一本化した点では、縦割り行政からの脱却という受け止め方もできます。

確かに、県民からみれば、分かりやすくなったという面はあると思います。

ただ、これらの業務は、普及啓発 相談 助言・あっせん 指導・規制 取り締りとそれぞれの段階を踏んでいかなければなりません。

行政指導になるとそれぞれの分野の専門性が問われ、取り締りになると警察との連携が必要になると考えます。

今回の組織改正が、普及啓発の一本化におわるのでは、意味がないと考えますが、どのように普及啓発 相談 助言・あっせん 指導・規制 取り締りと繋げていくのか、くらし安全安心課の役割について知事にお伺いします。

次に、地方消費者行政の充実についてお伺いします。

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指して、平成21年9月に各省庁でバラバラであった消費者行政を一元的に担う消費者庁ができました。

この間、地方消費者行政を強化するために、「消費者行政活性化基金」を活用した事業が平成21年度から23年度まで実施され、24年度は延長されており、その結果、全国で消費生活センターが3年間で200箇所程度増加、相談窓口が270程度の自治体で新設、相談員が3年間で550人程度増員、相談員の処遇改善についても3年間でのべ300程度の自治体で報酬引き上げが行われるなど、基金が活用されています。

この基金の活用についても、消費者行政の力の入れ方が自治体間で温度差があったのではないかとされています。

そこで、香川県は、この基金をどれくらい使って、センターや相談窓口の新設、相談員の増員、相談員の処遇改善などについて、どのように取り組んできたか、お伺いします。

併せて、市町の取り組みもお伺いします。

また、国は、地方交付税について消費者行政関連事項の基準財政需要額を平成21年度に90億円から180億円に増額、平成23年度に180億円から225億円増額しており、この間135億円増額しています。

しかし、地方自治体の消費者行政の活性化基金を除く自主財源は、18億円しか伸びておらず、地方独自の判断で増やすことになっていません。

このことは、地方自治体内部に消費者行政に対する理解が進んでいないことを示していると思います。

そこで、香川県の消費者行政の活性化基金を除く自主財源は、この5年間で、どのように推移しているのか、お伺いします。

併せて、県内市町の消費者行政に対する予算措置の推移についても、お伺いします。

今後、くらし安全安心課の設置に伴い、相談業務も多岐にわたると同時に相談員の専門性の向上も求められると考えます。

今回の国の支援は期間限定なものに留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的な経費の活用には自ずと限界があることも事実です。

そのため、基金終了後の地方消費者行政の財政基盤の確立と消費生活相談員の法的な位置づけの明確化が今後のポイントとなると考えます。

そこで、くらし安全安心課の設置に伴い、知事は消費者行政をどのように捉え、国への働きかけも含めて、どのように取り組むおつもりなのか、お伺いします。

質問の大きく五つ目は、地域づくりについて、お伺いします。

県は、本年4月の組織改正で、政策課内に「地域づくり推進室」を創設しました。

今、地方が疲弊し、地域再生と叫ばれている状況の中で、まさに時機を得たというより、遅すぎた感があるものの、よい判断だと思います。

しかし、組織を作れば、うまく機能するというものではありません。

現場実態を把握し、現状分析をして、人づくり、システムづくりをどう作っていくか、地域の人たちをどう取り込んでいくのかが、大きな課題で、一朝一夕に地域づくりができるわけではありません。

時間がかかる取組みです。

私が考えるには、現在実施している各課の事業や市町支援事業の中には、もっと工夫をすれば地域づくりに役立つ事業が多くあると考えます。

その意味で、地域づくり推進室が各課、市町と一緒にあって、実態把握、現状分析に努め、地域のコーディネーターなどの人づくりや既存の団体以外への広がりを模索すべきと考えます。大上段に構えるのではなく、地道に一つずつ丁寧な取組みが求められていると考えます。

そこで、地域づくり推進室の創設を、パフォーマンスの取組みに終わらせないためにも、どのような目的を持って、どう取り組んでいこうと考えているのか、知事にお伺いします。

質問の大きく六つ目は、一人暮らし高齢者等対策について、お伺いします。

私も、昨年9月県議会の代表質問で、この課題を取り上げさせていただきました。

県が2012年度の新規事業として創設したことは、大いに評価をしたいと考えていますし、県民の皆さんからも良い事業であると評価をされています。

今回の補助制度を見ますと、声かけ・見守り、居場所づくり、生活支援、買い物支援というように、各事業が個々の目的を限って展開する補助事業制度になっています。

確かに、一つの事業に絞って実施する団体もあるかもしれませんが。

ただ、具体的に地域に入ってお話をしてみますと、例えば、居場所づくりと声かけ・見守りはリンクしています。また、居場所づくりの延長線上、生活支援や買い物支援などに発展する可能性もあると認識いたしました。

これらの事業の中で、2つの事業を組み合わせることができ、相互に補完し合いながら実施できるような一人暮らしの高齢者対策事業も検討していけば、もっと効果を発揮しやすく、利用しやすい制度になると考えます。

この事業が成果を生み出せば、先ほど質問した課題の「地域づくり」にもつながるわけです。地域における定年退職者の活動の場、UJIターン、移住促進などとも関連すると考えます。

ぜひ、長寿社会対策課だけの取組みに終わらせるだけでなく、政策課の地域づくり推進室も積極的に加わって市町と一緒にあって展開すべきと考えます。

また、ぜひ、単年度で終わらせるのではなく、息の長い事業にさせていただき、徐々に実績を作り上げて「地域再生」の一步としていただきたいと思います。

そこで、私の提言も含めて、今後の「一人暮らし高齢者等対策事業」の進め方について、知事にお伺いします。

質問の大きく七つ目は、市民農園の取り組みについてです。

農業従事者の減少や高齢化、農産物価格の低迷などにより、耕作放棄地が増加しています。このままこれを放置すれば、営農や生活環境に悪影響を与えるおそれがあることから、発生原因や荒廃状況など個々の農地実情に応じた対策を実施することが求められています。

県も、香川県農業・農村基本計画の中で、集落営農組織を活用した耕作放棄地対策をはじめ6つの具体的な施策を展開しております。

その取り組みの一つとして、農地の多面的な利用があり、市民農園などの整備促進も謳われています。

近年、非農家の方や定年退職者などが、知り合いから農地を借りて家庭菜園をしている方が増えていることをよく耳にします。

とれたての新鮮な野菜を味わえること、食の安全意識の高まりから無農薬栽培もできることなどがあげられると思います。

私の知人も、定年退職後の生きがいとして、自然とのふれあい、土とのふれあいで人間性を取り戻すことができる、そして何よりも自分で作って野菜ができあがった喜びは、何ものにも代え難いと言っています。近頃では、作った野菜で料理することの楽しみも覚えたと言っていました。こんな野菜ができたと家にも持ってきてくれます。

しかし、よく聞くと、農地を借りることは、容易ではないようです。

また、トラブルも多いようです。

さらに、運良く、農地を借りれても、小区画の農地でなければ、自分の手には負えないようであります。

駐車場や水の確保など、何かと課題もありますが、身近な小面積の農地を利用して野菜や花を育てたいという人は、私の周りでも見聞きしますし、潜在的にもかなりおられると思います。

市民農園は、耕作放棄地を解消し、農地を保全するという大きな目的を持つ一方、サラリーマン家庭や市街地の住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習など、健康でゆとりのある生活を確保するという側面も有することから、積極的に取り組んでいくべきであると考えます。

市民農園は、自治体、農協、農家、企業、NPOなど多くの者が開設でき、いろいろな形態があると聞きますが、県内の市民農園の状況はどうなっているのか、お伺いします。

また、今後、市民農園の開設を促進していくべきと考えますが、県としてはどのような支援を行っていくのか、知事にお伺いします。

質問の最後は、通学路における交通事故防止対策についてです。

先般、京都府亀岡市や千葉県館山市では通学途中の小学生が車にはねられて死亡するという痛ましい事故が発生しました。

警察庁の統計によれば、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は、昨年一年間で2485人に上ります。香川県においても、高校生以下の交通事故が昨年920件発生し、このうち、通学中の交通事故は312件となっており、今年に入って既に5月末までに105件発生しているようです。

知事も、5月7日の記者会見で、6月までに県内13校区で実施する交通安全総点検において、子供の視点に立った通学路の危険箇所の把握に努めるとともに、安全対策として、自転車歩行者道等の設置や交通安全施設等の整備や横断歩道など通学路における交通規制の見直し等を行っていききたいと述べられています。

また、国においては、通学路について、各学校が地元の警察など関係機関とともに児童・生徒にとって危険な場所などを主体的に把握し、解決するよう求める通知を5月30日に都道府県教育委員会などに出されたようであります。

ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

ただ1点、総点検する際に気にかかるのは、確かに、これまでも県や市町の道路管理者、警察、学校、保護者、地域住民等を交えた連携体制を図り、現状で実施できる交通安全対策は実施されてきていると思います。

しかし、抜本的に構造的に改善しなければならない交差点改良や交差点の信号機設置になると、県道と市町道の両方の用地買収が伴う事案など、県・市町の両方の調整が必要な箇所については、県や市町の道路管理者、警察がもたれ合いになって、どこがリーダーシップを取って調整するのかが、わからないまま後ろ向きの議論に終わり、放置されたままのケースも少なくありません。また、学校側はタッチしていないのが現状ではないでしょうか。用地買収を地元任せ、地域任せにしており、行政の積極性が見られません。

確かに、地域の住民の皆さんにご協力をいただくことは必要であります。交差点改良や交差点の信号機設置に構造上の課題や必要な土地の面積、土地の登記上の所有者などの基礎資料の提示もない状態で、地元で用地買収をまとめてくださいますと、物事は進まないと考えます。

香川県の道路形状別死亡事故件数及び事故発生件数を見ても、全体の死亡者数、事故件数とも、交差点、交差点附近が5割を占めています。交差点の安全対策を講ずることは、児童、生徒だけでなく、住民の安心・安全を確保することに直結するもので、交差点改良及び交差点の信号機の設置など大きな課題と考えます。

確かに用地買収を伴うケースは大変難しいと思いますが、やはり、県、市町の道路管理者、警察、学校、保護者、地域住民が一緒になって取り組まなければ、いつまで経っても、解決できない事案が残っていくと考えますが、県と市町の両方の用地買収を伴う等の通学路の交通安全対策に対して、どのように県や警察、教育委員会が市町、保護者、地域住民と連携を図り、どのようにリーダーシップを取って行かれるのか、知事、警察本部長、教育長にお伺いしまして、社会民主党県民連合を代表しての私の質問を終わります